

質疑回答書

令和6年9月2日

業務名	新統合病院整備に係る環境影響評価事前配慮書作成等業務
-----	----------------------------

No.	質問項目	質疑内容	回答
1	仕様書P1 II. 業務内容 1. 業務実施計画の作成	事業計画書は契約日又は翌日に受領可能でしょうか。	新統合病院の整備概要は、本業務の契約締結後、速やかにお示しします。
2	仕様書P1 II. 業務内容 2. 事前配慮書手続き業務 (1) 事前配慮書 ①事業特性の把握	「本市が示す新統合病院の整備概要を踏まえ、当該整備事業の種類、規模、区域の位置及び施設の配置等の特性について整理する。」とありますが、詳細についていつ頃提示していただけますか。	新統合病院の整備概要は、本業務の契約締結後、速やかにお示しします。
3	仕様書P2 II. 業務内容 2. 事前配慮書手続き業務 (1) 事前配慮書の作成 ②地域特性の把握	調査方法として原則既存資料による解析で、その資料により情報が十分入手出来ない場合は、専門家への聞き取り調査をおこなうとありますが、その場合の費用負担及び所要日数の見直しは可能でしょうか。	専門家への聞き取り調査に関する費用については、その程度にもよりますが、本業務では、既存資料を補完する程度の聞き取り調査を想定しております。 なお、本格的な専門家への聞き取り調査等が必要になった場合は、双方協議のうえ、費用負担及び所要日数の見直しを行います。
4	仕様書P2 II. 業務内容 2. 事前配慮書手続き業務 (1) 事前配慮書の作成 ③複数案の設定	複数案は一般的に事業計画に関するものであり、事業者から示されるものですが、複数の事業計画案を受注者側で設定しなければならないのでしょうか（造成計画、病院棟、駐車場等の配置やデザイン、工事関係車両の走行ルートや台数等について）。 令和4年に実施された病院統合の住民説明会において、「病院建設に伴う整備道路と神戸市の周辺道路整備はこれから検討します。」となっておりますが、本業務の計画ではこれらも含まれていますか。	新統合病院の整備概要は本市からお示ししますが、事前配慮の検討にあたって必要な複数の事業計画案の立案は本業務の範囲内です。ただし、複数の事業計画案の立案にあたっては、本市から参考情報を提供いたします。
5	仕様書P2 II. 業務内容 2. 事前配慮書手続き業務 (1) 事前配慮書の作成 ③複数案設定	基本計画の複数案はいつ受領可能でしょうか。	新統合病院の整備概要は本市からお示ししますが、事前配慮の検討にあたって必要な複数の事業計画案の立案は本業務の範囲内です。ただし、複数の事業計画案の立案にあたっては、本市から参考情報を提供いたします。

No.	質問項目	質疑内容	回答
6	仕様書P2 II. 業務内容 2. 事前配慮書手続き業務 (1) 事前配慮書の作成 ⑤事前配慮段階環境 影響評価項目の検討	選定項目を契約締結後協議するとありますが、見積りにない選定項目や方法などが発生した場合、費用負担及び所要日数の見直しは可能でしょうか。	仕様書P. 2の2. (1) ⑤に考え方を示しておりますが、何らかの要因で想定以上の項目が必要になった場合は、双方協議によるものとします。
7	仕様書P3 II. 業務内容 2. 事前配慮書手続き業務 (1) 事前配慮書の作成 ⑨住民説明会支援	住民説明会の開催を2回で想定されておりますが、業務委託期間内に開催出来ない場合の所要日数の見直しは可能でしょうか。	結果的に、仕様書に定める業務が業務期間内に終了しない場合は、業務期間を延長する場合があります。
8	仕様書P3 II. 業務内容 2. 事前配慮書手続き業務 (1) 事前配慮書の作成 ⑨住民説明会支援	住民説明会を開催する場所の選定や準備等は発注者様が行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書P3 II. 業務内容 2. 事前配慮書手続き業務 (2) 審査会支援	審査会の開催を3回で想定されておりますが、業務委託期間内に開催出来ない場合の所要日数の見直しは可能でしょうか。	結果的に、仕様書に定める業務が業務期間内に終了しない場合は、業務期間を延長する場合があります。
10	仕様書P3 II. 業務内容 3. 第2類事業判定手続き業務 (1) 環境影響評価判定願の作成	神戸市環境影響評価条例において第2類判定にかかる審査期間には定めがありません。審査が工期内に終わらない若しくは工期間際になった場合は工期延長の対象になりますか。	結果的に、仕様書に定める業務が業務期間内に終了しない場合は、業務期間を延長する場合があります。
11	仕様書P4 IV. 成果品 ②業務ごとの成果品	神戸市環境影響評価条例において「事前配慮書」「説明会資料」「事前配慮に係る見解書」「判定願」は神戸市に冊子として50部、事後調査計画書を5部提出する必要がありますが、仕様書では「ア. 事前配慮書」「イ. 住民説明会及び審査会関係資料」「ウ. 第2類事業判定願」「エ. 事後調査計画書」が2部、「ア～エのデータ等を収録した記録媒体 (CD等)」が2セットとなっています。 神戸市に提出する冊子の印刷等は発注者側は印刷用のデータ提供のみとなるのでしょうか。	お見込みのとおりです。